

遺伝子組換え食品等の安全性評価基準案の策定についての意見

宛先： 内閣府食品安全委員会事務局勸告広報課内

「遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の策定」御中

氏名： 特定非営利活動法人 日本生命国際生命科学協会

住所： 〒102-0083 東京都千代田区麹町2-6-7 麹町R・Kビル1階

電話番号： 03-5215-3535

「遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の策定」に関して、以下の意見を提出致しますので、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

現在の「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」(平成12年厚生省局長通知)は、OECD及びFAO/WHOの提言に則って策定されたものであり、科学的に高い信頼性を持ち、対象とする技術・宿主の範囲及び安全性評価基準の要件は国際的にも整合性がとれたものとなっていると理解しています。実際、わが国で流通が認められている55品種の遺伝子組換え食品と12品目の食品添加物は、すべて本基準に従って多角的に安全性評価データが構築され、専門家によって安全性が確認されたものであり、現在までこれらの品種について安全性上の問題は報告されておられません。以上のことを踏まえ、日本国際科学生命協会は、現在の「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」(平成12年厚生省局長通知)を支持致します。

本年7月にCodex委員会が策定した「バイオテクノロジー応用食品のリスクアナリシスに関する原則」・「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」(附属文書「アレルギー誘発性の評価」)も、安全な食経験を持つ既存の食品との比較によって、意図的・非意図的に生じた影響の両方を多角的に評価するという安全性の基本原則に則ったものであり、具体的な安全性評価項目に関しても、現在の「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」(平成12年厚生省局長通知)と大きく異なる点はなく、現行の基準の大幅改定は必要ないと考えます。

既に安全性審査済みの組換え品種同士の掛け合わせ品種については、現行では、既に安全性審査済みの組換え品種同士の掛け合わせ品種の安全性については、「代謝経路が相互に影響しあわない限り問題とはならない」とする平成13年の厚生労働省食品衛生バイオテクノロジー部会の結論はWHOの考え方も一致しており、これに基づく評価項目は科学的に

正当であり、日本国際科学生命協会はこれを支持致します。

Codex のガイドラインにも述べられているように、遺伝子組換え食品等が開発されるまでは、乳児など、特定のグループ用に開発された食品を除いて、新種の食用植物について、詳細な化学的、毒性学的、栄養学的評価が体系的に行われることはなく、これら従来育種によって改良された食物について、厳密かつ詳細な食品安全性試験が課せられることはありませんでした。一方、遺伝子組換え食品等の安全性評価については、科学の進歩と共に、より安全性評価の確実性を高めるための試験方法の研究が行われています。貴委員会においても、この点に配慮し、組換え DNA 技術応用食品の安全性評価については、食品としての特性を踏まえ、安全な食経験のある既存の食品との比較において、科学的かつ適切な評価が行われるよう、ご検討下さいますようお願い致します。

以上